

高齢者 インフルエンザ予防接種のお知らせ



昨年の秋より、高齢者インフルエンザ予防接種が始まりました。インフルエンザは、通常、初冬から春先に見られます。普通の風邪に比べて肺炎を併発するなど、重症化することが特徴です。早めに、予防接種を受けましょう。

【対象者】

- 65歳以上(接種日)の市民の方で希望される方
- 60歳から64歳までの方で、心臓病、腎臓病若しくは呼吸器の機能または、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害(身体障害者手帳1級程度)を有する方

※不明な点が有りましたら、問合先へお尋ねください。

【接種場所】

インフルエンザ都留市指定医療機関(別表参照)

※市外の医療機関で予防接種を受けられる方は、あらかじめ、問合先へご連絡ください。

問合先へご連絡ください。

【接種期間】

10月1日～平成15年1月31日

【接種回数】

1回

【接種料金】

本人負担額 1,000円

【接種方法】

(別表の指定医療機関で接種した場合)

※市外医療機関での接種料金は、それぞれ異なるため直接その医療機関へお問い合わせください。

【持ち物】

健康保険証・インフルエンザ予防接種予診票・予防接種済証(昨年お送りしてあります。なお、紛失した方は再交付いたします。)

問合先

いきいきプラザ都留 健康推進課 予防担当

☎(46)5113(内線123・132)

別表 インフルエンザ都留市指定医療機関

医療機関名	電話番号	医療機関名	電話番号
回生堂病院	(43)2291	大戸内科医院	(45)3188
磯部医院	(43)4121	野村眼科内科医院	(20)8070
富士渡辺内科	(45)8881	山岸医院	(43)2067
坂本整形外科医院	(43)2227	つる内科クリニック	(45)1003
須藤整形外科医院	(43)3151	ツル虎ノ門外科リハビリテーション病院	(45)8861
武井クリニック	(45)6811	都留市立病院	(45)1811

※ 上記以外の医療機関で接種を希望する場合は、ご連絡ください。

12月1日から 焼却設備の基準が変わります

※焼却設備は、次の構造を全て満たすことが必要です。

- 1 空気取入口及び煙突の先端以外に焼却設備内と外気が接することなく燃焼室において発生するガス(以下「燃焼ガス」という)の温度が摂氏800度以上の状態で廃棄物を焼却できるものであること。
- 2 燃焼に必要な量の空気の通風が行われるものであること。
- 3 外気と遮断された状態で、定量ずつ廃棄物を燃焼室に投入することができるものであること(ガス化燃焼方式その他の構造上やむを得ないと認められる焼却設備の場合を除く)。
- 4 燃焼室中の燃焼ガスの温度を測定するための装置が設けられていること。
- 5 燃焼ガスの温度を保つために必要な助燃装置が設けられていること。

※具体的には

- 空気取入口や煙突の先端以外に開口部がないこと。また、炉や煙突に穴や亀裂がないこと
 - 必要な空気量が供給できるファンなどの装置が設置されていること
 - 廃棄物投入口の二重扉化や廃棄物の連続投入装置が設置されていること
 - 燃焼室に温度計が設置されていること
 - 助燃バーナーが設置されていること
- この規定は、小型の焼却炉を含む全ての焼却設備に適用されます。(自己の事業所内の廃棄物を焼却する場合や家庭用の簡易焼却炉も対象となります。)

※市では、焼却設備の基準の変更により使用禁止となる家庭用小型焼却炉や家庭用の焼却ドラム缶を無料で回収いたします。

ただし、搬出可能なものに限り、大型のものや事業所のもは除きます。

※無料回収は、11月29日(金)までに地域振興課環境保全室に申し込みがあったものに限らせていただきます。

問合先 地域振興課 環境保全室